事例番号:320157

原因分析報告書要約版

産 科 医 療 補 償 制 度 原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

- 1) **妊産婦等に関する情報** 初産婦
- 2) 今回の妊娠経過 特記事項なし
- 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 5 日

4:30 頃 10 分毎の腹痛

6:18 持続する腹痛、胎動減少

7:15 陣痛開始のため入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 5 日

7:18 経腟分娩、胎盤娩出

胎児付属物所見 血性羊水あり

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:38 週 5 日
- (2) 出生時体重:2500g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.54、BE -30.4mmo1/L
- (4) アプガースコア:生後1分1点、生後5分2点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管、胸骨圧迫
- (6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後 5 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性 脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医1名、小児科医1名

看護スタッフ:助産師3名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児低酸素・酸血症によって、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因を特定することは困難であるが、常位胎盤早期 剥離の可能性があると考える。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は、妊娠38週5日の4時半頃より少し前から6時18分の間の可能性が高い。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

当該分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 38 週 5 日の 4 時 28 分の電話連絡の対応(妊産婦の訴えに対して、陣痛・胎動の有無を確認し自宅待機を指示)および 6 時 18 分の電話連絡の対応 (妊産婦の「子宮収縮、常に張っている。胎動分からない」との訴え、および 「家族からみた経過」によると妊産婦の希望に対して、受診するよう指示) はいずれも一般的である。
- (2) 当該分娩機関入院後の対応(分娩監視装置の装着を試みたこと、GBS 陽性に対してペニシリン系抗菌薬の点滴、分娩時小児科医立ち会い)は一般的である。
- (3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。
- (2) 重症新生児仮死(アプガースコア 1 分 1 点、5 分 2 点、10 分 2 点)で新生児蘇生を要した状況で低体温療法のため、B 医療機関 NICU へ新生児搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

妊産婦からの電話連絡については、その内容と対応を正確に診療録に記載 することが望まれる。

- 【解説】妊娠38週5日、4時30分の電話に関する記録が分娩後に補足で記載されている。また、6時18分の電話連絡の記録に関して「家族からみた経過」の中で記載内容に疑問が呈されている。
- 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項 事例検討を行うことが望まれる。
 - 【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたら された場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内 で事例検討を行うことが重要である。
- 3) わが国における産科医療について検討すべき事項
- (1) 学会・職能団体に対して
 - 7. 常位胎盤早期剥離に関する妊産婦への情報提供を、より積極的に行うことが望まれる。
 - イ. 常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。
- (2) 国・地方自治体に対して

なし。